

## 業務仕様書

南部小中学校及び幼稚園の廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

### 1 業務名

南部小中学校及び幼稚園の廃棄物収集運搬及び処分業務

### 2 業務目的

南部小中学校及び幼稚園のから排出される一般廃棄物及び産業廃棄物を適正に収集運搬し、適正に処理することを目的とする。

### 3 業務内容

学校園から排出される900以下の透明ビニール袋詰めのごみを定期収集・運搬し、適正な処理を行う。一般廃棄物及び、草、枝等ごみは、合わせて1校園1回あたり50袋以下とする。収集物・収集回数は別紙のとおり。

### 4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、契約期間の満了する日から起算して90日前の日までに本市及び収集運搬処分業者のいずれからも更新しない旨の申出がないときは、更に1年間、更新するものとする。その更新は、2回まで行うことができる（契約期間は最長の場合、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとなる。）。

### 5 廃棄物の排出場所

大津市内南部（長等～瀬田北）の42校園（学校名及び住所は別紙のとおり）

### 6 業務の対象となる廃棄物の種類、予定排出数量及び委託料

※予定量は定期収集の令和6年度年間実績に、草、枝等ごみの随時収集の令和7年度年間実績を加算した数量に基づいた概数である。よって、この予

定量は今後の排出量を確約するものではなく、排出量は年度により変動する可能性がある。また、一般廃棄物及び、草、枝等ごみは、合わせて1校園1回あたり50袋以下と定めているが、これまでの実績から今後の排出量が予定量を大幅に上回る見込みはない。排出量に大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

廃棄物の種類	一般廃棄物
	可燃ごみ
年間予定排出数量 (定期収集 R6実績、随時収集 R7実績より)	142.39 t/年 1袋8Kgとして17,798袋 ※排出数量は変動することがあります。
契約金額 (税別)	年額 円 (処分経費を含む)
支払方法	毎月払い
算出方法	年間契約金額に取引にかかる消費税及び地方消費税額を加算し12で除す。

廃棄物の種類	産業廃棄物
	廃プラスチック
年間予定排出数量 (R6実績より)	4.23 t/年 1袋2Kgとして2,113袋 ※排出数量は変動することがあります。
契約金額 (税別)	①収集運搬に係る契約金額 年額 円 ②処分に係る契約金額 1袋あたりの単価 円
支払方法	毎月払い
算出方法	以下の①②の額を加算する。 ①収集運搬にかかる年間契約金額に取引にかかる消費税及び地方消費税額を加算し12で除した額 ②処分にかかる1袋あたりの契約単価に当該月において処理を行った袋数を乗じて得た額に取引にかかる消費税及び地方消費税を加算した額

## 7 産業廃棄物の適正処理に必要な情報

品名	廃プラスチック
性状及び荷姿	固形・バラ (90ℓ以下の透明ビニール袋詰め)

通常の保管状況下での性状変化	無し
混合等により生ずる変化	無し
JISC0950 に規定する 含有マークの表示に関する事項	無し
その他取り扱いの注意事項	無し

## 8 収集運搬者にかかる事業範囲

許可項目	一般廃棄物（積込み）	一般廃棄物（荷下ろし）
許可都道府県・政令都市		
許可の有効期限		
許可番号		
事業範囲		

許可項目	産業廃棄物（積込み）	産業廃棄物（荷下ろし）
許可都道府県・政令都市		
許可の有効期限		
許可番号		
事業範囲		

## 9 搬出運搬区間

廃棄物の排出場所から、一般廃棄物については「10 一般廃棄物の処分施設」に記載する処分施設まで、産業廃棄物については「11 産業廃棄物の中間処分にかかる事業範囲」に記載する中間処分業者施設までとし、積み替えは行わないものとする。

## 10 一般廃棄物の処分施設

廃棄物の種類	一般廃棄物（可燃ごみ及び草・枝等）
処分施設	

## 11 産業廃棄物の中間処分にかかる事業範囲

施設名称	
所在地	

許可都道府県・政令都市	
有効期限	
許可番号	
許可区分	
処分方法	
処理能力	
許可品目	

## 12 産業廃棄物の最終処分の場所、方法及び処理能力

廃棄物の種類	産業廃棄物（廃プラスチック類）
処理施設の名称	
所在地	
処分方法	
施設の処理能力	

## 13 収集の日程

学校園ごとに月曜日から金曜日の中のいずれかの曜日を本市と協議して定める。国民の祝日に規定する休日の場合や長期休業期間（お盆、年末年始）及び学校園行事（入学式等）実施日は、本市と協議し収集日を変更して行う。

（１）一般廃棄物（可燃ごみ及び草、枝等ごみ）はまとめて週１回の定期収集を行う。

（２）産業廃棄物（廃プラスチック）は月１回の定期収集を行う。

## 14 収集時間

収集時間は原則、８時３０分から１３時４０分とする。収集ルートを定め、学校園ごとの収集予定時間を本市に通知すること。

## 15 収集運搬車両

収集運搬車両は、ごみが飛散したり、悪臭が漏れる恐れのないものを使用すること。

## 16 収集運搬車両の運行

学校園のごみ集積所への進入経路等は、本市の指示に従い、来校者等への安全対策には十分に配慮すること。

## 17 人員

受託者は、本業務を適正に履行するために必要な人員を配置すること。

なお、収集運搬作業は、収集運搬車両1台につき運転手1人、収集作業員1人以上で行うこと。

また、業務中は本市からの連絡が常にとれるよう、事務所等に人員を配置すること。

## 18 経費等の負担

本業務を行うために必要な経費等（処分費、マニフェスト代含む）は、すべて業務受託者の負担とする。

## 19 業務完了報告

受託者は、収集運搬日の業務実績(学校園別収集袋数)を記録し、毎月本業務の処理について「業務完了報告書」を作成し、翌月の5日までに本市に報告すること。また、産業廃棄物の収集運搬または処分については法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票（マニフェストB2票、D票及びE票）を提出すること。

## 20 委託料の請求

受託者は「業務完了報告書」の確認を受けた後、契約書に基づき下記のとおり毎月請求すること。

### (1) 一般廃棄物（可燃ごみ、草、枝等ごみ）

年間契約金額全額（税込）を12で除した金額（毎月払い）

### (2) 産業廃棄物（廃プラスチック）

以下の①②を加算した額とする（毎月払い）

① 収集運搬にかかる年間契約金額全額（税込）を12で除した金額

② 1袋あたりの契約単価に当該月において処理を行った袋数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額

## 21 法令順守

本業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条に定める収集及び運搬の基準その他関係法令を遵守すること。

## 22 その他

(1) 本市は、本業務の処理に関して、特に必要があると認めた事項をその都度受託者に指示することができる。この場合において、受託者は、当該指示に従わなければならない。

(2) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の事項に疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。